<No15: 地形測量>

次の文は、公共測量における地形測量のうち現地測量について述べたものである。明らかに間 違っているものはどれか。次の中から選べ。

- 1. 地形, 地物などの測定においては, トータルステーションと GNSS 測量機を併用しなければならない。
- 2. 現地測量は、4 級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施する。
- 3. 現地測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、原則として 1000 以下とし 250 , 500 及び 1000 を標準とする。
- 4. 細部測量において、携帯型パーソナルコンピュータなどの図形処理機能を用いて、図形表示しながら計測及び編集を現地で直接行う方式をオンライン方式という。
- 5. 補備測量においては、編集作業で生じた疑問事項及び重要な表現事項、編集困難な事項、現地調査以降に生じた変化に関する事項などが、現地において確認及び補備すべき事項である。